

# 8. 許認可の協議・手続き

小水力発電導入の際に関連する、河川法、電気事業法、電力会社との系統連系、事業計画の認定について概要を示します。

## 河川法

河川の水を利用して水力発電を導入する場合は、河川法に基づく「流水の占用許可(河川法第23条※)若しくは登録(河川法第23条の2※)」が必要となります。

「流水の占用の許可」の標準処理期間が5ヵ月であることから、早い段階で河川管理者と水利権についての相談・協議を行うことが重要です。

また、既に流水の占用の許可を受けた農業用水等を利用して一定の要件を満たして発電を行う場合には、「流水の占用の登録」の対象となり、標準処理期間が1ヵ月に短縮されるなど手続きが簡素化されます。

## 電気事業法

電気事業の適切・合理的な運営による電気利用者の利益確保、電気工作物の工事・維持・運用を規制することによる、公共の安全の確保・環境の保全を図ることを目的とした法律となっており、電気工作物の種類や出力条件等に応じた手続きが必要となります。

## 必要な手続き

導入する小水力発電設備が、下記の条件に全て該当する『一般用電気工作物』である場合は、電気事業法上での必要な手続きはありません。

- 電圧600V以下で受電
- ダムを伴わない出力20kW未満、かつ、最大使用水量1m<sup>3</sup>/s未満
- 電線路以外で構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていない

上記に該当しない場合は『事業用電気工作物』となり、出力等条件により必要な手続きに違いがあります。

電気工作物の種類	出力等条件	法第42条	法第43条		法第48条
		保安規程届出	主任技術者選任		工事計画届出
			電気主任技術者	ダム水路主任技術者	
事業用電気工作物	ダムを伴う 又は最大出力200kW以上 又は最大使用水量1m <sup>3</sup> /s以上	要	要	要	要
	ダムを伴わない かつ最大出力20kW~200kW未満 かつ最大使用水量1m <sup>3</sup> /s未満	要	要	不要	不要
	農業用排水施設、上水道施設、下水道施設、工業用水道施設の落差を利用する水力発電設備 かつダムを伴わない	要	要	不要	不要
一般用電気工作物	ダムを伴わない かつ最大出力20kW未満 かつ最大使用水量1m <sup>3</sup> /s未満	不要	不要	不要	不要

法：電気事業法  
規：電気事業法施行規則

## 工事計画 (法第48条、規65条)

事業用電気工作物の工事で、条件に該当する場合は、事前に工事計画を策定し経済産業大臣に届け出る必要があります。

届出が受理されてから30日経過した後でなければ、工事を開始できません。

# 8. 許認可の協議・手続き

## 保安規程 (法第42条、規50条)

電気工作物の設置者が、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を目的として策定するものであり、電気事業法施行規則で定められた事項について、使用開始前に経済産業大臣（管轄の産業保安監督部）に届出が必要です。  
また、保安規程を変更した場合は、遅滞なく届出が必要です。

## 主任技術者の選任 (法第43条、規52条)

事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保として、主任技術者を選任し、経済産業大臣（管轄の産業保安監督部）に届ける必要があります。  
主任技術者には、電気主任技術者とダム水路主任技術者があり、必要な要件を満たした場合、外部委託などを利用できます。

## 電力会社との系統連系に関する協議・検討

小水力発電設備を電力会社の送配電線と系統連系を行う場合は、電力会社の電力系統に悪影響を及ぼさないように、技術的ルールに従う必要があります。  
また、発電設備設置に係る事業計画は、国へ手続を行い、認定を受ける必要があります。認定要件として予め電力会社との接続契約を締結しておく必要があります。

## FIT制度、FIP制度の活用

FIT及びFIP制度を活用するためには、国による『事業計画認定』が必要です。認定にあたっては、前述の要件のほかに土地の確保、保守点検・維持管理、関係法令の遵守などが審査され、事業実施の確実性が高い案件が認定されます。  
なお、審査期間は長期間（約3ヶ月）にわたるため、年度内に事業計画の認定を受けるためには当該年度の提出・申込期限に留意が必要です。  
また、2024年4月に改正されたFIT法では、事業計画認定に当たり、下記のとおり説明会又は事前周知措置を求めています。詳細は、『[再エネFIT・FIP制度ガイドブック2024](#)（経済産業省 資源エネルギー庁）』をご覧ください。

### 説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲

	住宅用太陽光 <sup>※2</sup>	屋根設置 ※住宅用太陽光を除く	低圧 (50kW未満) ※住宅用太陽光/ 屋根設置を除く	高圧・特別高圧 (50kW以上) ※屋根設置を除く
周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリア <sup>※1</sup> 外	説明会/ 事前周知措置を要件としない	説明会/ 事前周知措置を要件としない (努力義務として求める)	事前周知措置の実施が必要 <sup>※3</sup>	
周辺地域等に影響を及ぼす可能性が高いエリア <sup>※1</sup> 内			説明会の開催が必要	

※1 ①森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、砂防三法の許可の対象エリア、②土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む）又は土石流危険渓流、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリアをいいます。

※2 出力が10kW未満の太陽光発電事業をいいます。

※3 低圧電源であって、再エネ発電事業の実施場所の敷地境界線からの水平距離が100m以内に、当該事業者と同一の事業者又はその密接関係者が実施する再エネ発電事業の実施場所がある場合において、それら事業に係る電源の出力の合計値が50kW以上となるときは、説明会を開催する必要があります。

※説明会又は事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲に該当しない場合であっても、必要に応じて、説明会の開催等を通じて、地域の住民と適切にコミュニケーションを図るよう努める必要があります。

# 8. 許認可の協議・手続き

## 系統連系（電力会社）・事業認定（経済産業省）に関する処理フロー図

